

社会資本整備総合交付金 重点配分項目の見直し(R5年度～)

- コンポスト設備、下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備については、**社会資本整備総合交付金により支援。**
- 令和5年度より、**下水汚泥の肥料利用を推進するために追加的に必要となる下水道事業について、重点配分項目に追加。**
- 農林水産省とも連携し、**下水汚泥の肥料利用に係る支援制度等の一覧を両省のHPにて公表**（令和5年4月公表）。

重点配分項目の見直し(R5年度～)

追加的に必要となる経費(かかり増し経費)の
 具体の該当項目
 (社会資本整備総合交付金)

PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー・**肥料**利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

下水汚泥資源の肥料利用

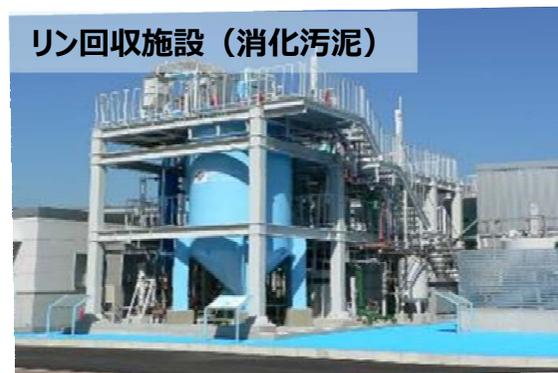
| | |
|-----------|------------------------------|
| 汚泥の肥料利用施設 | 汚泥を発酵もしくは乾燥させることで肥料に利用するシステム |
| リン回収施設 | 汚泥処理過程からリンを抽出し、肥料に利用するシステム |



コンポスト化施設



汚泥コンポスト



リン回収施設 (消化汚泥)



回収リン

公定規格「菌体りん酸肥料」について

- 安定的に農業生産を続けていくため、下水汚泥資源などの国内資源の利用拡大を図ることが重要。
- 現行の汚泥肥料は、一般的に肥料成分のバラツキが大きいことから、肥料成分の保証ができず、他の肥料との混合も認められていない。
- このため、更なる下水汚泥資源の活用拡大に向け、品質管理が徹底され肥料成分である「りん酸」を保証可能な新たな公定規格（菌体りん酸肥料）を創設することとし、手続きを進めているところ。肥料成分が保証できることで、他の肥料の原料として使用することもできる。
- なお、菌体りん酸肥料については、現行の汚泥肥料と同様に、製品に含まれる重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したものののみ登録を行い、流通を認める。

菌体りん酸肥料に係る制限事項

現行の汚泥肥料と同様に、

- ✓ 製品中の重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したものののみが登録され、流通が認められる。
- ✓ 流通後も立入検査によって、公定規格への適合性等が確認される。

加えて、

- ✓ 原料の管理、年4回以上の肥料の分析、教育訓練等を位置づけた品質管理計画に基づき製造する必要がある。

菌体りん酸肥料で登録することによるメリット

- ✓ 施肥設計がしやすい、肥料成分を保証可能な肥料を生産することができる。
- ✓ 不足する成分を他の肥料で補うなど、登録肥料の原料や指定混合肥料の原料として使用することができる。
- ✓ 年4回以上の成分分析が義務付けられるため、品質管理がさらに徹底されている肥料として認識してもらえらる。

菌体りん酸肥料と汚泥肥料の比較

| 肥料の種類 (肥料の区分) | 菌体りん酸肥料 登録の有効期間：3年 (肥料の区分：二 りん酸質肥料) | 汚泥肥料 登録の有効期間3年 (肥料の区分：十三 汚泥肥料等) | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|--------|-------|-------|--------|----|--------|------|------|-----|------|---|------|
| 製造方法 | ・ 汚泥肥料と同じ | ・ 下水汚泥、し尿汚泥、工業汚泥を原料とし、それらを、脱水、乾燥、腐熟、焼成したもの。(原料に、動植物質の原料(おがくず、畜ふんなど)を混合することができる。) | | | | | | | | | | | | |
| 原料の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用できる資源については汚泥肥料と同じだが、品質管理計画に基づいて管理される。 ※ 原料規格第二に新たに「排水処理活性沈殿物」として規定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥、し尿汚泥、工業汚泥及びこれらを焼成したもの ・ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に係る調査(溶出試験)を受け、基準に適合することが確認されたもの。 ・ 植害試験の調査を受け、害が認められないものとする(製品で植害試験の調査を受けない場合)。 | | | | | | | | | | | | |
| 含有すべき主成分の最小量 | <ul style="list-style-type: none"> ・ りん酸全量を必須で1%以上保証 ・ 主成分別表第一に従い、その他の成分(く溶性りん酸等)も保証可能 | - (主成分の保証できず) | | | | | | | | | | | | |
| 含有を許される有害成分の最大量 | ・ 汚泥肥料と同じ | <table border="0"> <tr> <td>ひ素</td><td>0.005</td><td>カドミウム</td><td>0.0005</td></tr> <tr> <td>水銀</td><td>0.0002</td><td>ニッケル</td><td>0.03</td></tr> <tr> <td>クロム</td><td>0.05</td><td>鉛</td><td>0.01</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">※乾物の重量に対する百分率</div> | ひ素 | 0.005 | カドミウム | 0.0005 | 水銀 | 0.0002 | ニッケル | 0.03 | クロム | 0.05 | 鉛 | 0.01 |
| ひ素 | 0.005 | カドミウム | 0.0005 | | | | | | | | | | | |
| 水銀 | 0.0002 | ニッケル | 0.03 | | | | | | | | | | | |
| クロム | 0.05 | 鉛 | 0.01 | | | | | | | | | | | |
| その他の制限事項 | ・ 汚泥肥料と同じ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 植害試験の調査を受け、害が認められないものとする(原料で植害試験の調査を受けない場合)。 ・ 牛等由来の肉、骨又は臓器が原料に含まれる可能性があることから、「牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛等の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」とする。 | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理計画を定め、農林水産大臣の確認を受け、当該品質管理計画に基づいて製造されたもの。 | - | | | | | | | | | | | | |

品質管理計画：
 品質管理計画責任者の設置、原料管理等に関する事項、定常時の分析計画(公定規格に定める主成分及び有害成分に対する年間4回以上の分析)、非定常時の分析計画、不適合時の措置、職員に対する教育訓練などを記載した、肥料中に含有すべき主成分の安定化を図るための計画